

審議事項（3）

今回の修正対象項目

項	項目	内容	備考
50、110-2、 121-2(2)、 361、404-2	新株予約権	<ul style="list-style-type: none"> 新株予約権を合併消滅会社等の新株予約権者等に交付する場合の扱いを明確にした。 	
203(1)	共通支配下の取引の自己株式処分	<ul style="list-style-type: none"> 共通支配下の取引において自己株式を処分する場合の扱いを明確にした。 	
203-2(2) ②、257	<ul style="list-style-type: none"> 無対価の会社分割における株主 子会社同士の分割型分割の株主 	<ul style="list-style-type: none"> 分割型の会社分割における吸収分割会社等の株主は、共通支配下の取引においても、事業分離等に関する会計基準第 49 項及び第 51 項と同様に、受け取る吸収分割承継会社等の株式と、これまで保有していた吸収分割会社株式等とが実質的に引き換えられたものとみなして、被結合企業の株主に係る会計処理に準じて処理することを明示した。 	
236-4	中間子会社に対価を支払う場合	<ul style="list-style-type: none"> 株式交換の場合で、中間子会社が存在しているときの取扱いを追加した。 	【論点 2】
236-5	子孫の株式交換	<ul style="list-style-type: none"> 親会社が最上位ではない場合の株式交換における少数株主持分の処理を追加した。 	
239-4	株式移転における旧親会社の処理	<ul style="list-style-type: none"> 親会社と子会社が株式移転完全親会社を設立する場合の旧親会社である株式移転完全子会社の処理について追加した。 	
243~245、 251~253	共通支配下の三角合併	<ul style="list-style-type: none"> 現金対価や現金と株を対価とした子会社同士の合併の処理として扱うことを明記した。 株主の処理は、自己株式の取得について損益が生じない旨を明記した。 	【論点 1】
331、459	適用時期		
409(3)	分割型の税効果	<ul style="list-style-type: none"> 共通支配下の取引において、分割承継会社が株主資本の内訳を適切に配分した額をもって計上している場合、分割会社は、繰延税金資産を含む金額により、株主資本を変動させることを明示した。 	
448(3)	共通支配下の取引における株式の現金による取得	<ul style="list-style-type: none"> 企業結合に係る会計基準と金融商品に関する会計基準との関係の記載を追加した。 	